

サービスパンフレット

くるみ邑美園用

利用対象者について

◆障がい者：くるみ邑美園

【生活介護】

- ・障害程度区分が区分3以上（入所する場合は4以上）の方
- ・50歳以上の場合は、区分2以上（入所する場合は3以上）の方
- ・入所する方であって区分4（50歳以上は3）より低い方の内、市町村が認めた方

【施設入所支援】

- ・生活介護を受けている区分4（50歳以上は3）以上の方
- ・生活介護を受けている方であって区分4（50歳以上は3）より低い方の内、市町村が認めた方
- ・その他

日課（平日の日課）

時間	日課	摘要
7:00	起床	
7:45	朝食	投薬・歯磨き
8:45	掃除	
9:30	ミーティング	検温、視診、作業内容伝達
10:00	日中活動開始	各班で活動
11:30	日中活動終了	
12:00	昼食	投薬・歯磨き
13:00	日中活動開始	各班で活動
15:00	ティータイム	
16:00	日中活動終了	
	入浴	重度利用者 13:30～ 要介護利用者 15:00～
18:00	夕食	投薬・歯磨き
19:00	ティータイム	
	自由時間	
20:00	うがい	投薬（就寝薬）
21:00	消灯・就寝	

手続きについて

◆障がい者：くるみ邑美園

サービスの利用を希望する場合は、まず出身市町村で申請手続きをして障害程度区分について認定を受けて下さい。
その後の手続きは以下のとおりです。

サービス利用の流れ

◆利用の申請手続き◆

サービスの利用を希望する場合は、まず出身市町村の役場で申請手続きをして障害程度区分について認定を受けます。



◆サービス等利用計画書の作成・提出◆

サービスの利用者は、「サービス等利用計画書」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。



◆支給決定◆

市町村は、提出された「サービス等利用計画書」等をふまえ、支給決定をします。



◆サービス等利用計画書の作成◆

「指定特定相談支援事業者」は支給決定後に、サービス事業者等と連絡調整を行い、実際に使用する「サービス等利用計画書」を作成します。



◆利用の方法◆

利用を希望する場合は、「障害福祉サービス受給者証」等をお持ちになって、直接、当園にお申し込み下さい。



◆契約・サービス利用◆

利用にあたっては当園と利用契約書を交わし、サービスをご利用いただきます。

◆利用負担額◆

利用したサービスの定率負担は利用者及びその世帯の状況（所得等）に応じて負担上限額がございます。この他に食費（*）、光熱費（*）等の実費をご負担いただきます。
*食費・光熱費については、利用者及びその世帯の状況（所得等）によって減免措置があります。

費用について

利用者は、利用したサービスの負担上限月額（注1）の金額と、それ以外の利用料金（食費・光熱水費、日常生活上必要となる諸経費等）の合計金額をお支払いいただきます。その他には、保護者会費や損害保険（任意加入）の保険料が必要となります。具体的な利用負担額については当園の担当職員にご相談ください。

種類	内容
食費（注2）	・朝食：250円・昼食：560円・夕食：620円 （一日当たり1,430円）
食費（注3） （食材料費部分）	・朝食：150円・昼食：350円・夕食：370円 （一日当たり870円）
光熱水費（注2）	・一日当たり328円
寝具シート クリーニング代	・一月当たり864円（税込）
洗濯代	・一月当たり1,000円
金銭管理 サービス	・一月当たり1,650円（税込）
その他	実費

注1…負担上限月額は、家計の負担能力その他の事情を斟酌して決まります。負担上限月額は市町村から発行される受給者証に記載されています。

注2…施設に入所する場合の食費、光熱水費は自己負担ですが、所得に応じて負担の軽減が図られます。食費等実費負担の軽減がある場合には、軽減額を除いた額をお支払いいただきます。（軽減内容はサービス受給者証に記載されています。）

注3…通所の方で食事提供体制加算に該当する場合、食費のうち食材料費のみをご負担いただきます。（施設に入所する方は除く。対象者はサービス受給者証に記載されています。「食事提供体制加算・該当」）

《問い合わせ先》

障がい者支援施設 くるみ邑美園

電話 0855-95-0327

I P 電話 050-5207-3275

F a x 0855-95-1991

E-m a i l kurumi@ohtv.ne.jp

くるみ邑美園

検索